

## 九条家本『定能卿記部類』の修補報告とその紹介

はじめに

九条家に伝来した『定能卿記部類』は、九巻が昭和五七年に修補され、既に公開されているが（函号九―一二二）、新たに同記の僚巻と考えられる一巻が未整理の九条家本より見出された。しかし、この僚巻は、長年の虫害等によってかなりの部分が断簡となっており、内容の精査に基づいた配列と大幅な修補が必要であったため、図書調査室の宮崎首席研究官と担当の修補係の藤村修補師長補とが綿密な協議のもとに復元・修補することとした。

本稿は、その過程の修補報告である。

## 一 旧装幀の状態と料紙

この卷子は、墨界と墨野が引かれた料紙に書写されており、巻頭部から五紙は料紙が薄手であったために裏打ちが施されていた。六紙から一三紙目は、消息反故紙が使用されている。旧表紙と軸巻紙は、多少厚手の杉原紙と考えられる料紙が使われ、軸巻紙には軸を付けた痕跡は見られなかった。九条家本は、江戸初期に九条道房が整理しているものが多く、道房が軸を付けずに成巻しているものもみられるようである。なお、本巻の表紙は、損傷も激しく八双も失われており、断片二つとなって残っているだけであった。また、

打ち付け書きされていたと考えられる外題も既に欠損していた。

本紙は、埃汚染と水濡れによるふけが見られ、一紙目から五紙目までは虫害が激しく五分割・六分割となつて、虫害の隙間が開いた断簡となつていた。五紙目より巻頭部に向かつて虫害の欠落部分が徐々に広がつていた。そのため修補時に間隔を開けて一紙分とすることとした。

表紙 表紙は、杉原紙に類似した楮紙（溜漉き、簀の目なし）で、〇・二二四厚の打紙加工の施されていない厚葉が使われている。表紙の二断片は、一枚目は縦八寸四分（二五五四）×幅一寸五分（四六四）と細長い断片となつていた。

本紙 本紙は、楮紙に填料（米粉と思われる）が加えられ、簀の目がみえない溜漉き料紙で、良く打紙加工が施された良質の紙となつている。一〜五紙は、〇・〇五四の薄様で、六〜一三紙目までは消息反故紙が使用され、〇・〇九四厚の中葉が使われている。特に消息反故紙は、消息が書かれたときには打紙が施されていなかったが、紙背を書写用紙として使用するため打紙が施され、書写しやすいようにされている。

本紙は、虫害が酷く凹凸があるため、幅の大きなところで寸法を取つた。分断大破した断片は、第一〜六紙目の前部までで、表紙同様に細長くなつて

おり、幅三寸前後の二五片、七紙目から一二紙までは断片にはなっていない一紙もので、縦一尺(三〇三㎢)前後で幅一尺五寸二分(四六七㎢)一尺六寸一分(四八八㎢)の寸法であった。虫害は、地より天側の損傷が激しく、六紙目までの虫害が特に酷い。七紙目以降は徐々に虫害が少なくなっており、天地部に見られる程度となっている。

**旧軸巻紙** 軸巻紙は、填料(米粉と思われる)が入っており、溜漉きで萱簀で簀の目一六本が見られ、これは杉原紙と思われる。天地部の虫害及び水濡れふけがおこり、小穴が多く開いている。旧軸巻紙の寸法は、縦九寸三分(二八二㎢)で、幅一尺五寸五分(四七〇㎢)の大きさである。

## 二 修補方法の決定と作業

修補作業は、事前の綿密な打合せにより決定した手順で行なった。また、修補用紙は料紙の色に合わせて染色加工したものを使用することとした。旧表紙に関しては、旧状同様に本紙一紙目の前に付け、既整理の九条家本と同様な羽二重鉄色を使用した。

本紙修補は、全紙にわたって虫損直しにより虫害・損傷部分の穴埋めをし、更に本紙保護のため裏打ちを施した。旧軸巻紙も同様に付け、新たに染色した軸巻紙を付した。軸は、既に整理されたものと同様の別製合わせ軸(切れ目の入った杉軸)の六分(一八㎢)を使用し、本紙保護のために太巻軸とし、間紙を巻き込むこととした。太巻は、八分(二四㎢)丸位の太きにした。

**修補用紙の選定と染色** 修補用紙は、表紙及び軸巻紙の用紙に市販の古い清張紙を選定した。本紙及び天地余白紙(手紙ともいう)の用紙は、本紙の厚さに合った福井県今立町産の斐楮混漉を、補強用の裏打ち紙は卷子本裏打用

紙として作られた小川産の薄葉(〇・〇六㎢厚)を、太巻き用紙には細川紙中葉をそれぞれ選定した。

修補用紙の染色は、料紙が水濡れの変色と埃汚染で多少黒変しているため、矢車(オオバヤシャブシ)を主染色液とし、少量の松煙墨(古松を燃やした油煙から取ったもの)を混入し、料紙の色に合わせた。

**裏打ち剝がし及びクリーニング作業** 埃汚染と水濡れ汚染のほか裏打ちがしてあるため、養生用紙としてビニロン系の「パピロン」の薄葉を使い、旧裏打ち紙に使用された糊は、盤石糊といわれる米糊で、糊が強力に接着していたため剝がれにくい状態であった。本紙の乾燥については、ボード(チップ・ボール紙)の間に入れ完全に乾燥させた。

**虫損直し作業** 虫害で消失した部分の復元については、断簡間の開きを埋めるために本紙天地にある墨界同様の台紙が必要となり、パピロンを用い本紙の墨界同様に細いマジックペンで線を引き台紙を作成した。

作業は、線を引いた台紙を水で伸ばし、断簡の文字面を表にして書写内容と継ぎ目の文字とを考え、墨界が直線になると同時に行間の欠損部分を開け、一紙分を整え並べ、その後裏打ち紙を剝がし、パピロンをかぶせ刷毛で密着させた。挟まれた本紙は表裏を逆転させ、紙背を上にして板に貼り付け、上のパピロンを取外し、虫損直しを行なった。欠損部分が多いため、湿紙状態で作業を行なった。一紙の断簡となっている本紙周囲に多少濃いめの糊を付け、一紙分より大きめの修補用紙を多少湿らせ、本紙にずれが生じないように貼り込んだ。貼り込まれた断簡の本紙に大きめに貼られた部分は、本紙端に繊維が掛かるようにぎりぎりに削り取った。旧表紙と紙背文書の無い一紙目から六紙目までは、同様の方法で修補を施した。小穴と七紙目以降の紙背文書

と旧軸巻紙までは、乾燥させてから虫損直しを実施した。紙背文書のあるものは、両面虫損直しの方法で行なった。

虫損直し後に曲がり確認のため、継ぎの上となっている端を切り落とし、大板の上に文字面の継ぎ目を合わせながら巻末より並べ、丁を徐々に送りながら全紙の曲がりを確認した。曲がりが出てしまった丁は、本紙から虫損紙を取り外し、再度修正の修補を行なった。修正後天地に余白紙を喰裂きをして貼り込んだ後、補強のために全紙に裏打ちを施した。新軸巻紙も同様に裏打ちを施した。乾燥は、クリーニング同様に乾燥用ボードに入れ乾燥させた。

**成巻作業** 今回の成巻作業は、二紙目と三紙目以外は、継ぎ目に文字があり、曲がりを矯正する難しい作業となった。

〔成巻のための裁断と継ぎ〕複数の本紙が一度に見えるように、大板の上に巻末の本紙から徐々に巻頭部まで並べ、本紙の天地が切れない寸法を確定した。本紙の縦寸法は一尺であったが、保護のため余白紙を天地に付け、仕上げを一尺六分五厘（三二三mm）に決定した。成巻は、継ぎ目の上になる部分を裁断した後、巻末軸巻紙より数紙を曲がらないように、継ぎ目の文字に合わせて重しを載せて固定し、本紙の地に残す余白紙の寸法に合わせて定規を置いた。そして、余白部分が一定の寸法となるように置き巻末から巻頭までの継ぎ代に針で印を付け一紙毎の地の裁断を行ない、継ぎの糊代は原装時の幅で裁断した。また、大巻軸の間紙も同時に用意した。継ぎの作業は、本紙数紙に糊代幅に糊を付け、定規に地を揃えながら文字を合わせて継ぎ、太巻き間紙も同様にし、それぞれの貼り継ぎ目を乾燥させた。天の裁断は、押切機に仕上げ寸法幅を設定し、太巻き間紙、本紙の順に巻末より定規に地を合わせて送り切りをした。

〔表紙・軸の作成と合体作業〕表紙は、横裂を巻子本一周半分裏打ちして、天地部の耳折りをした後に見返し部分となる面に再度裏打ちを施し、表に題簽を貼って乾燥させ、周囲を断ち竹八双・巻緒を付けた。軸棒は前回同様の合せ軸を用い長さ確定し、太巻軸の間紙を巻き込んだ後、軸巻紙は軸に付けた部分も表になるよう貼り込んだ。軸巻紙の白紙部分は、新軸巻紙半丁を残して付した。表紙付けは、旧表紙を表紙に乗せる左上方法を取り貼り付けた。乾燥後に、平の題簽部分を多少丸めにし、巻き込んで巻緒で留めた。

### 三 修補期間

これらの作業の修補期間は、平成一二年九月二〇日より同一二年六月二日まで、約八か月以上を要した。

#### おわりに

今回の修補における一番の問題点は、一紙目から五紙目までが、それぞれ五片くらいの断簡となっていたことであった。このような損傷が甚大な文書の場合は、内容の精査によって欠損部分の開きがどれくらいなのかを確定しておかないと一紙毎の寸法がまちまちになってしまう危険が生ずる。しかし、今回は図書調査室との連携によってより完全な復元が可能となった。

また、継ぎ目にかかる文字の存在等を考慮する作業となったことや、継ぎの部分の修正等に、かなりの修補時間を要することとなった。

本紙全体については、虫損直しのみで仕上げをする予定であったが、料紙の厚みを矯正するためやむを得ず裏打ちを施すこととなった。

（吉野 敏武）

ここに紹介する『定能卿記部類』は九条家本第十一箱の中から発見されたもので、これまで知られていないものである。九条家本が当部に入った際に作成された仮目録には本書は「佚名記部類記類 鎌倉写 二巻」と記載されている。確かに紙質や文字は鎌倉期の書写と思われるものであるが、その時の状態は六く十三の丁付が確認されるものの、一紙あたり五カ所のほぼ同一形状の大きな破損部があり、十二・十三紙が僅かに繋がっている他は剝離してしまっている八枚の束と、一片が四行分ほどの断片類二十六枚の束であった。この二束は共に本文同筆で、引かれていた野線の体裁も共通し、かつ断片類の破損部の形状がcaろうじて一紙分を保っている六く十三紙のそれと似通っており、さらに表紙の一部と思われる断片も混在しているところから、この断片類は同一書の第一く五紙に相当する部分であろうと判断された。そこで六丁目以降の破損状況に沿って断片を並べてみたところ、断片間には約二行分の間隔があり、六丁目の頭の部分を含めて前半五丁分が欠落なく揃うことが判明した。

次に問題となるのは、本書が何であるのかということ、断片類の正しい配列である。まず本書の記文は治承から建久という比較的狭い年代のものであり、かつ「伊勢公卿勅使」「法皇御使」などの項目名が見られる反面、「何々記」というような注記類はないところから、本書は『御産部類記』や『東宮御元服部類記』のような特定の事柄について数種の記録から記文を集めた部類記ではなく、『中右記部類』のような単一の記録を項目別に部類した部類記であることは容易に推察され、仮目録作成時に「佚名記部類記類」と記したのは、当座の措置として妥当な判断であったと思われる。

その上で本文中の処々に現れる記者「予」の行動について見てみると、記

者は治承頃は藏人頭であり、建久頃には公卿となっている。そして九条家の人々に対して敬称を付けて記しているところから、九条家の家司もしくは家礼的な立場にあったことがわかる。さらに個々のケースについて「玉葉」「愚昧記」などの他の記録を検討すると、「予」は藤原定能（一一四八く一二〇九）と見て間違いないようである。定能の極官は権大納言正二位。その母は内大臣藤原宗能の女で従三位季行に嫁した人で、高松院の御匣殿別当を務めたところから「御匣殿」と呼ばれ、早くに母を亡くした九条兼実の養育にあたっていた。そのため定能は早くから兼実に近侍し、極めて親昵な関係にあった人物である。すなわち本書はこの定能の日記『定能卿記』を部類したものであることになる。

それではいよいよ断片類の配列作業に入るが、便宜上配列を正した状態でその判断基準を示すこととしたい。なお、断片の上部に記した数字がもとの順番であるが、表紙の一部であったと思われる白紙の断片ははずして①から②⑤までの数字をふつてある。

まず断片④は表紙と思われる部分に接続し、「公卿勅使」という表題を持つことから、これが巻頭であることは疑いない。従つてこの後には『定能卿記』の公卿勅使に関する記文が年次順に書かれていたはずである。また、断片⑤⑭⑱⑲には紙継ぎ目があり、これらが配置されるべき場所はおのずと限られてくる。中でも⑲は紙質の異なる二紙が継がれたものであるが、継がれている紙は頭部の欠けている第六丁の丁付を持つ紙と同一で、⑲は第五紙と第六紙の継ぎ目であると判断される。そしてこれと同じ紙に書かれた⑲を並べると第六紙頭部の欠落箇所は埋められるのである。⑲は院公卿勅使の前列が書かれた部分で、「今度」の院公卿勅使が寿永二年以降のものであること

が示されているが、第六紙残存部分の最初は、十七日が公卿勅使参着日であり、二十日に帰洛した勅使が源通親であり、それを奏聞したのが左大弁定長であるというもので、「玉葉」の記事などにより建久三年正月の院公卿勅使と判明し、内容的にも②と接続するものである。すると建久三年正月六日の法皇伊勢公卿使召仰に始まる②がその部分の最初であることは明白である。

そして②は勅使通親進発の日の記事であるから正月十二日、②は内容的に②に接続し、かつ「別当兼光」が見えるのも時期的に符合する。そして②の内容はさらに③に接続し、通親の一男「中将通宗」が使の馬後についたことが記され、⑤まで勅使進発の日の記文が続いていることが判る。

他の断片についても以上のようにして紙継ぎ間を他の断片で埋めていくわけであるが、第六く十三紙の破損状況に合わせると、紙継ぎ目のある断片と次の紙継ぎ目のある断片の間には四枚の断片が配されることになり、残る断片類の枚数も五紙分のそれに相当する。もっともそのためには紙継ぎ箇所が一箇所足りないが、それは破損欠落してしまった中に紙継ぎ部分が一箇所含まれていたためと考えられる。

まず断片の中に明確な手掛かりの残されているものを拾い出してみると、⑫は治承三年九月廿二日公卿勅使参着の記事が見える。当然この日付以前の数行は治承三年九月より前の公卿勅使の記事ということになる。「伊勢公卿勅使雜例」によると、その前の公卿勅使は治承二年八月である。⑫の頭部は「□九日、今日猶有御拜」とあって、その前日が勅使参着日であることが見えている。治承二年八月の勅使参着が廿四日、参着日が廿八日であるので、⑫の頭部は治承二年八月廿九日の記文であり、⑪に「廿八日、公卿勅使参着日也」と見えるのがその前に付く部分であろう。この時の勅使は権大納言藤

原邦綱、宣命の草進者は宮内卿藤原永範である。従って勅使邦綱の進発の様子が書かれた⑥が治承二年八月廿四日の記文であり、勅使の進発終了を記した⑦が約二行分の欠落部において内容的に接続する。また⑩からは奉行職事が右少弁藤原光雅であること、この日が公卿勅使参着以前で国忌にあたるらしいことが見える。この国忌は八月廿六日の光孝天皇の国忌と思われ、⑩は⑩の前に付くべき部分と考えられる。さらに奉行職事光雅というところから⑩と⑨は同時期のもの、「御物忌」という共通項から⑨と⑧は同じ日の記文と考えられる。⑧の頭部には日にちの始まり部分があり、記事の内容は⑧⑩⑩の順に繋がり、この三枚が八月廿六日の記文ということになる。①②③⑤は「頭権大夫光能」「蔵人大進基親」といった顔ぶれから、やはり治承初年頃の記文と考えられるが、ここでは②に「御精進屋」と見えるのに着目したい。「伊勢公卿勅使雜例」および「玉葉」によれば治承元年九月十日に権大納言藤原実房が進発しているが、この年後白河院は九月九日に御精進屋に入られ、九月十三日に熊野に進発されている。従って②はこの間の記文と思われるが、②の頭部には「□□日、御拜不参」に始まって一応完結する短い記文があり、「御精進屋」の前には日付が書かれていたと思われる破損部がある。①には勅使進発日と思われる記述があるので、これが治承元年九月十日の記文であろう。すると②は九月十一日と十二日の記文であり、③に「□三日」と見えるのが十三日の記文ということになる。この次あたりに紙継ぎ目を持つ断片が入るべきところ、⑤にはそれがあり、かつ記文の内容も定能が蔵人頭であった時期のものと思われ、③に繋がり⑥に接続すると見てよいように思われる。これで①から⑫までは繋がつたことになる。表紙からの紙数でいうと、④①②③⑤が第一紙、⑤の紙継ぎから⑥⑦⑧⑨と続きこま

でが第二紙、この後の欠落部に恐らく紙継ぎがあり、⑩⑪⑫と第三紙目が続くわけである。⑫の後には断片がもう一枚あって、次ぎに紙継ぎがくる見当となる。

残る⑬から⑳の断片について見てみると、これらは第三紙の後部から第五紙の前部を構成する部分ということになる。㉑には「法皇御使」という表題があつて寿永二年九月の記文が続いており、㉒の前に付くことは疑いない。常識的に考えて㉑の前までは天皇の「公卿勅使」関係の記文が続いていると見るべきであろう。⑬は公卿勅使定の記事であるが、「別当光雅」「土御門中納言通親」という顔ぶれから建久五年九月から同六年十一月の間であり、この間ならば建久六年二月廿九日に権大納言左大将藤原（九条）良経が遣わされた際のことと思われる。「玉葉」によればこの時の勅使定は二月廿三日に行われている。⑭は勅使定の続きであり、紙継ぎがあつて「□六日」とあるのは二月廿六日であろう。⑮から⑲はその顔ぶれから勅使良経の進発日の記文と思われ、特に⑮⑰に「越中守」とのみ表記されているのは定能の三男資家で、越中はこの頃定能の知行国であつた。従つて⑮から⑲は⑭の後の一紙を構成する部分ということになり、⑳の後に入るべき断片が㉑、その後の第三紙と第四紙の紙継ぎ部分が⑳ということになる。必然的に㉑は第四紙と第五紙の紙継ぎ目であり、その前に入るべき⑮⑯⑰⑱の四枚の断片は、勅使進発の日の経過を考えるとこの順序で繋がるようである。

以上の作業により①から㉑までの断片を元の形に並べることができた。結果的に表紙に接続する④の入るべき位置が動いただけで、他は元の順序が保たれていたことになる。恐らく本書は卷子本に巻かれた状態で大破していたものと思われるが、特に破損が激しく断片と化してしまつた前半部を分離さ

せるに際して、元の順序を崩さぬよう慎重な配慮がなされたのであろう。それ以後も本書はむやみに動かされることなく保存されていた模様で、書陵部に入つて仮目録が作られた時にも原状どおりにメモされたのである。今回配列作業を行ないながら、現在の順序に大きな狂いはなさそうだという手応えを得てからは、あとはポイントを決めてその前後の繋がりを確認していけばよいことになり、作業は大いにはかどつた。このことは、本書のような破損の激しいものであつても遺棄されたりバラバラにされることもなく、細心の注意をはらつて保存されていたからこそこのことであり、偏に多くの先人達の心遣いのたまものであるといえよう。

第六紙以降の各紙も大部分は剝離してしまつているが、こちらは裏に打たれている丁付の順序で文章は支障なく接続する。その内容について一瞥すると、断片㉑と接続する第六紙の頭部は建久三年正月の伊勢公卿勅使の記文であるが、その後には破損部があり、治承二年十一月と建久六年二月の宇佐使関係の記文が第九紙まで続いている。従つて破損部には恐らく「宇佐使」という表題があつたものと思われる。その後は「補祭主」「諸社遷宮」という表題が続き、「諸社遷宮」はさらに平野・石清水・梅宮・神宮という細目に分けられて巻末に至つてゐる。すなわち本巻は「定能卿記」の内から神事に関する事項を部類したものであつた。

定能の日記は「心記」と呼ばれるのが一般的であり、多くの部類記に引かれてゐる年次を見ただけでも、もとは膨大な日記であつたと思われるが、現在比較的まとまつた形で記文が残されているのは建久三年・四年の記ぐらいで、これは「歴代残闕日記」にも所収されている。それ以外は逸文が主体とならざるを得ないが、当部蔵九条家中にはこれまで「定能卿記部類」九巻

(函号 九一―一二) が存する。この中には『定能卿記』とか『心記部類』  
 ④ という本来の記主名に即した書名で伝えられてきたものもあるが、大部分は  
 『定能卿記』の部類であることがわからなくなつて、『除目記』『行啓部類記』  
 『御読経記』『仏事類記』など、内容から採られた便宜的な書名が付けられ、  
 いくつかの箱に分かれて伝えられてきていた。これらは当部における整理の  
 過程で『定能卿記部類』であることが判明し、同一の書名のもとに集められ  
 たものである。今回新出の『定能卿記部類』であることが判明した本書もこ  
 れに加えることとし、修補の完了を待って『定能卿記部類』(九一―一二)  
 に統合整理を終え、この程公開のはこびとなつたものである。

凡例

- 一、字体は特殊なものを除き、常用漢字を用いた。また異体文字を正字に改  
 めたものもある。
- 一、本文中に適宜読点および並列点を付した。
- 一、断片類は配列を正した上で、もとの順を丸数字で示し、紙継のある箇所  
 を示した。
- 一、丁付のある六紙目以降は、「丁替わりに」を付し、上部にその丁付を算用  
 数字で示した。
- 一、編者の加えた註のうち、校訂に関する註で本文に置き換えるべき文字を  
 含むものには「」を、それ以外の校訂註および人名註には「」で示し  
 た。

(宮崎康充)

公卿勅使

① 可(儀カ) 頭権大(夫光能力) 不(夕カ) 御拝之時可参(候カ)、  
 仍不見其(儀カ)、程先参(藤原定能) 屋参内、頃之有御拝出御、予供御  
(草鞋カ) 取御裾、右中将通親取御劍前行、於南庭有此事、

② 裾如(十一カ) 日、御拝不参、光能朝臣参云々、(藤原)  
(十二カ) 御精進屋、申行幸并五節間事、朝間 下、予参入也、  
於 申斜参内、又申件  
 等事、乗燭之間、為御拝出御、於 有此事、大夫 光能  
 供御草鞋、

③ 之如 供御、予又取御裾、入御 指燭、  
(十) 三日、酉時許参内、入夜有御拝、其儀如昨、右中将通親 劍、  
(草鞋カ) 藏人大進基親供御草鞋、予取御、(御カ) 拜之時予供御笏如昨日、

退出了、左中

其儀如常、于時天晴午刻也、其後予等退出、於二条富小路辺見物、及未斜也、一家人々、勅使衣冠垂纓、衰老人、有源通親朝臣御劍、予取

⑤ 〇今日出御、齋宮御拜如常、〇裾、先是力供御草鞋并御

笏也、今日〇奉行藏人〇行幸御祈奉幣之由可令奏、又明日内侍参〇公役、滝口事兼可下知、又御湯事可用意、御帷召内〇

(紙繼)……………

〇事可令沙汰之由下知〇使〇了、

〇

⑧ 〇鞋

十六力日、申刻許参中宮、六波羅〇参内、〇間也、藏人供〇御力拜御装

束、其儀、清涼殿南庭去砌五六尺敷弘筵二枚、其上敷小筵二枚、其上供半帖、向立廻大宋御屏、異有鎮子并綱、供筵

御〇衣〇問予曰、今日御物忌也〇

⑥ 〇頭權大夫光〇也、巳時〇内、只今使被候殿上、光能藤原朝臣力〇召之、

即使大納言被参御前了、賜宸筆宣命、墨引被封〇字云々、即移着殿上、

其後退出、被参八省〇甚遲参也、伝聞、宸筆宣命、宮内卿永範卿藤原

草進相具参上〇覽光能朝臣候〇

⑨ 〇鞋、即予供御〇如常、〇屏風戸御拜了、予賜御〇如常、光雅供

御草鞋、予取御裾、即〇入御力、光雅賜御〇鞋、事了退出、今日不知御

物忌之由、予不参籠、相尋藏人之処、今日御物忌不固、仍外宿人々

今朝被参御前了、〇云々、

〇供御草鞋、予〇

(コノ間ニ紙繼アルカ)

⑦ 〇御拜、其儀去如祈年穀奉幣、左少将〇資朝臣取昼御

座御劍前行、頭權大天力〇草鞋力、予取御〇殿、予供御笏、



⑩ [ ]之由(マ)覺語者、[ ]可被問[ ]奉行職事右少弁之由返答[ ]、頃之藏人九条兼光、

弁光雅參上、如予案、又藏人弁光雅語[ ]国忌、先例公卿勅使參

着以前、或被行之、近例多被付寺家、申殿下之处、依近例可被付寺

家云々、乘[ ]左中将取[ ]先[ ]

委記、予定申[ ]

⑪ [ ]左少將(源)通資朝臣(取力)[ ]御劍、[ ]朝臣(光雅力)供御笏、事了[ ]

⑫ [ ]七日、入夜有御拜、右中将(源)通親朝臣御[ ]、予供御草鞋、[ ]取御裾

裾、光雅賜御草鞋、予供御笏、

廿八日、公卿勅使參着日也、御拜如常、左中将(藤原)泰通御劍、[ ]

[ ]朝臣(光雅力) [ ]  
日勅使參宮日強不可口欵(御力)

⑬ [ ]六日、[ ]進勅使御[ ]也、[ ]

⑭ [ ]九日、今日猶有[ ]拜(御力)、是昨日朝間雨降、若勅使參着及[ ]日欵之由(今力)、

有御不審故也、入夜有御拜、雖御物忌人々不參籠、左少將通資朝臣(東力)[ ]大寺供養事、又[ ]御願如何、天平諸兄右大臣為勅使被告[ ]例也、依此

御劍、光能供御草鞋、予取御劍供御笏、

治承三年九月廿二日、丁丑、晴、伝聞、今日被發遣公卿勅使

[ ]殊以無馬、仍不引送、尤[ ]

皆蒔繪劍・浅沓・衡[ ]  
[ ]但左右大將・別當

⑩ □右大将、民部卿経房、左衛門督隆房、源中納言通資、别当光雅、宰相⑪朝臣衣冠、出唐红衣、次大将殿乘替馬、有透鞍覆舍人引之、雜色十中將忠経(藤原)、藤宰相中將公時、云々、

未時事了、大将殿掃精進屋給、殿下同令渡給云々、予於修理大夫家(藤原定能)

令出立(中將伊勢)、中將浮線綾核狩(藤原親能)、

鞆、水干鞍、二人布衣騎馬(侍力)、人許如常、次檢非違使大夫尉、季国布袴、次冠宮唐櫃二合、下家司

引之、

⑪ 胡籙、童水干鞍、八人小袴立烏帽子、越中⑫ 法皇御使

守勅使参内扈從、仍不改束帶、予見物、申一点出給、先舍人・居

飼・将監已下一員、我番長近衛皆騎馬前行、次前驅諸大夫、次殿上

人、供奉人皆、胡籙(衣冠力)、

此勅使天下、

清書(藤原定能)、美朝臣云々、予依参、

⑫ 解陣(九条)、自人々垂纓也、殿中將良輔、供奉給、布衣装束

置樹付花、隨身布衣、有風流、不負胡籙、番長、御隨身、有御共、

又三位中將兼良、直衣、出衣紅打、隨身四人色々、付反鼻、負狩胡籙、

公卿供奉、是久我大臣(源雅実)之時雅俊卿供奉例欵、

也、籠二人、将監中

⑬ 建久三年正月六日、法皇依御不豫事、可被發遣伊勢公卿、使召仰也、

左衛門督通親、候殿上、左大弁宰相、居座上仰之云々、

十一日、别当兼光、着束带参入、承仰於閑所明日告文令草云々、

豫被立公卿勅使、自去六

② 法鉢於僧者不被忌也、

辰刻許御使左衛門督通親卿參上候殿上、藤原兼雅 蒔繪螺鈿劍、右府兼 并左大

弁定長着束帶行事、先寢殿東妻戸簾中運 六位 服

勘解由次官清 長 藤原

⑤ 院公卿勅使

寬治四 天承元 已上御出家以前也

壽永二 今度已上御出家後、

或人 取之 談云、使着 取之 指貫如何、可着薄色也、又冠等仕

願人數少欵云々、

(元第六紙頭部)

十日、晴、公卿勅使參着日也、無御拜、依御不豫不快欵 勅使進發後、被

撤神事机、然而今日輕服之輩不參入、

廿日、公卿勅使通親卿帰洛、申斜許着束帶 帶帶繪劍 帰參、神宝無為奉

納了之由、左大 弁定長奏聞、左大弁直衣也、其

字佐使力

治承二年十一月卅日、己丑、午刻參内、今日字佐使發遣也、藏人弁

兼光奉行之、申斜使右衛門權佐親雅 藤原關脇袍 下未 殿力 有神

宝御覽事、其儀、御殿 藤原 寢運置神宝、五位六位 大

床子円座敷昼御座南間為御座、次出御、御直 予候西簀子、進昇開

御幣御鏡筥蓋退帰、次依御目、予可撤神宝之由示之、五位六位撤之、

次入御、次於御殿南面有御 源 事、源 階間簾中敷大床子円

座為御座、源 先是左少將通資朝臣 源 簀子、三匣之

後引出御馬了、次有御禊事、先是弘庇西一間立黒漆案一脚、置御劍

③ 神宝、使退出、庭中立案二脚置幣物、依御豫 次五位殿上人昇出

下立廻御屏風、供半帖、有御拜、右府奉扶持、御拜了入御、昇出幣

物、三姓氏人役 三姓中臣・卜部・忌部 当階隱間砌

午斜使下向、先一家

依御豫

④ 狩胡鏡、使衣冠、指交半靴野劍、不出 中将通宗有馬後、次共人文官、

衛府上日者合十二人、願人數 次辛櫃二合、退紅仕了 下家司一人

(紙繼)

着布衣相具、後日人々云、下家司即召使守康也、人々

狩袴、或至十六日着之故欵、但當十四日

依御忌月被止踏歌節会了、可尋、

何不用他下家司哉、

不

甘心云々、

下家司即召使守康也、

并御鏡筥・御幣筥一合、同階間供御座西、如常常、庭中使・宮主等

(6) 座如常、出御藏人力 殿藤原基房下令取御裾給、予供御」笏

基親役送、宮主獻大麻、予伝取之、其儀如常、宮主・使

等着座、御禊了退帰、次撤御贖物、御拝如常、予賜御笏、即入御、

次使撤劔并行事藏人并基行、乍案舁出神宝、此間上卿奏宣奏了

藏人并兼光并基行取筥、藏人一人取之、當時藏人不候之故欵即返

殿下令候御座北間簀子給、使近可参之由被仰、使進寄奉命命之

退出、此間左少并兼光取御装束於庭中拜舞、左少并

兼光於弓場殿、次第日次仰舍使、賜御馬之由同仰欵、此間行内印事、

上卿藤大納言実国、宰相右宰相中將実守、次宰相参結政、行讀印事

欵、二月力便参宮日也、御仏名并荷前也、宇佐使参宮日被行例尋

問之、寛治八年又当今御時御仏名之例、外記注進云々、

建久六年二月十八日、藏人次官親国以消息明後日宇佐使事、可奉行

之由有催、此宇佐使被申東大寺供養事也申承了之由、又礼紙云、諸司力

具、又宣命趣申定、直可被仰内記之由示了、

廿日、宇佐使子、依東大寺供養事、被免遣宇佐使、依催已刻参内、奉行職

事親国催行諸事、予示云、日時早可被下欵、宣命・官符内覽之間、

時刻可推移也云々、親国云力殿下只今可有御参内、仍日時未内覽

云々、此事懈怠也、念可内覽也又宣被力仰、仍大内記参殿下未帰参

云々、午時許殿下令参給、予候小板敷之間召使来云、清大外記申云、

今日宇佐使官符請印之次、鹿鳴官符已下少々申可不進之由、答云、

(7) 有先例者令不進有何事哉、予着陣奥下日時勘文、日兼

於藏人所勘之、職進筥日不載参着日、是例也予結申如常、此次問宣命趣、自殿下召大内記直

被仰之由返答也、移端座令敷膝突、召右中并定経下之、仰々詞、依

之申行次召大内記宗業、仰可進宣命草之由、宣命趣自殿下直被仰下由職事

業退帰即進草、入筥、宣命二通也、宇佐・香披見了返給、殿下令候御前給、仍

宗業持筥立小庭、次召外記仰可持参内印官符之由、則進官符、通送

披見之処、大神宮司重任鹿鳴官符・諸国掾目任符兩三枚、又宇佐使

祿綿官符等力也、予云、祿官符外印文也、不可進内印

返給、外記取筥退出、祿官符持来、予又披見之返給、外記取筥立小

庭、予進弓場、内記・外記持筥相従、招藏人二人令奏之、先宣命、殿

下令候御前給、可内覽奏聞之由示之、又示云、今日内文之次、依有

先例相外力記申上旨同申上了返給、藏人仰返給内記・外

記等了帰陣、大内記進宣命、仰可清書之由返給、外記進官符、令目

退了、此間有神宝御覽・御禊等事、仍先行内文事、予召云、近イ衛

司、二將監帶弓称唯参入、仰云、將監称唯唯退、

掃部寮立案於軒廊、少納言就案下取官符、就膝突覽之、入篋、大治中右記并江次第

不入篋、依不審密々相尋之、近例皆入篋之由答之、仍強不加難、披見了返給、請印了少納言已下退、撤案

了、次召外記、外印官符可持參之由下知了、即持來、入篋、

也、總一、百屯、見了返給、依上宣、文不奏、此次請印、宰相誰人被參哉、不被參內

直被參結政欵如何、外記申可相尋之由、取官退了、歸來云、右宰相

中將可被參云々、此間藏人次官下兵衛尉某辭書、召外記下了、仰詞、申ノ

(8) マ、ニ令取闕ト可仰之、然而近来 間云々、大內記宗業持來宣命清書二通、

披見了、以官人重令付、御襖了云々、仍進弓場、大內記記持宣

命宮相從、付親国令奏、予着殿上端座、返給以藏人召使、前遠江守

行房參小板敷、賜宣命了、即退下、又召官人召內記、六位內記參進、

返給宮了、此後召使於御前、令含勅命賜御衣、拜舞退出、

補祭主

文治元年十一月廿日、(五)辰、甲終日雨降、只今止雨了、秉燭後參內、(御)土口殿

先着陣、欲申下吉書、是服氣之後初出仕也、而堀河大納言忠親、(藤原)權

中納言隆忠、(藤原)藤宰相雅長等候陣座、頭弁光雅仰大納言云、祭主二

能隆可任云々、仍大納言被移着端座也、頗無便宜、仍吉書不申行、

只着陣了、是近例間如此云々、隨又彼逝去人不知人尼公也、仍強不

沙汰、不可為例也、大納言召弁、而頭弁參入、欲着軾之間、大納言

云、可仰祭主事也、他弁不候欵、雖間有例大弁如何、猶可令承候欵、

頭弁云、他弁只今不候、承候何事候乎、仍着軾被仰下了、此事可仰、仍被弁仰

諸社遷宮

平野

建久元年四月一日、甲、平座事了、可定平野假殿日時故也、饗等撤

了後、直着端座、令置軾、須先着與後可承仰也、然而依夜陰略之也、藏人權大夫光綱來軾仰

云、平野社假殿遷宮日時令勘申、予召右中弁親經仰此由了、(藤原)此社越州功也

予沙汰也、仍下句可宜之由內々示弁了、弁退持參日時、不入宮例也、依御物忌書宿紙、予披見之、今月廿五日戊申、

置座前、弁退了、予仰官人云、史宮持參、召史後可仰其由也、然而是以略儀也、如此日時許定時召官

(9) 管也、或召外記管、然而勘先例之處、天仁元・三・一十五、堀川左府仰召官管也、外記持參管、被命云、如此日時許定時可用官管、然而口近例不被追返云々、又右大臣殿御作法

五度勘出之處、外記管一度、史宮四度也、(藤原)隨大治四御記、日史持參管、予取管

時許定時召史管常例也云々、隨又御次第二召史之由被注之、(藤原)九条兼美入勘文、史退了、召右中弁內覽、(藤原)殿下御大炊御門殿、經數刻歸來、

予便下右中弁了、勘文許取、出下之、依幼主御時強不奏也、右中弁結申、予仰

云、依勘申行之、弁称唯退了、次令撤軾退出、于時亥時許欵、

召官管事、右大臣殿御作法四度勘出、內二度、(藤原)慥召史令進管云々、

今二度、召官管、許有御記錄、然而仰弁之由不見、而天仁元一三一

五一左府鎮西盛林神院遷宮日時被勘申之時、左中弁長忠持參日時勘

文、即史可持參管之由被仰弁、先例如此、任右大臣殿御所為不仰弁

事理猶可仰弁欵、若大臣与納言可有差別欵之由、一旦雖令存、例文・

⑩ 硯可令進之由下知弁、何宮事不仰弁哉、

石清水修造日時定

建久四年八月九日、頭弁宗頼(藤原)下口宣、披見之處、八幡宝殿修造、放生會下御之間、可加修理無事可被遂之由也、於宮寺可轉誦仁王經、

但明日參陣可定申日時之由、札紙ニ書之、依為行事弁下親經朝臣了、

且日時此事明日可定申之由同仰了、此事召陣可定申日時者、其次委可仰

欵、可尋、

十日、未時參内、未事具、仍參宮御方言談女房、頭弁參入、修造之

間事粗相尋之、頃之弁親經參入、陰陽寮同參入云々、仍予直着端座、

昨日賜口宣了召官人令置軾、即招左中弁來軾、依八幡修造、於彼宮寺

可有御誦經、日時可勘申之由仰了、即持來、予披見、弁退了、以

官人史仰可持參宮之由了、召史後可仰之、然而略說也、近代如此史持來宮、入日時勘文、

招弁内覽奏聞、予示弁云、内覽スル様ニテ、只奏聞許ニテ返給テ、口申後有内覽如何、弁承諾了返給結申、弁

仰々詞、予又下弁仰々詞、又率十口僧限五ヶ日可轉誦仁王經之

由仰了、又召史返給宮、令撤軾起座了、

僧名ハ不定申、是付宣旨於宮寺令請定也、是放生會下御之間、禪

殿上一日ニ葺之、又出居破損等可修造云々、当社遷御仮殿儀無先

例故也、此事度々及仗儀也、

梅宮遷宮日時

建久七年九月七日、未、癸兩社行幸日時定并行事所始、參陣行事、此

⑪ 間藏人大進長兼下文、令披見之處、可(藤原公定)被勘梅宮仮殿遷宮日時由上

總国解也、則召左少弁下之、持來日時勘文、來十三日云々、便史

可持來宮之由示了、史持參宮、入勘文、招左少弁内覽奏聞、其儀如

示了、即返給、勘文下弁了、召史返給宮了、

神宮文書奉行

建久七年九月十二日、藏人大進長兼以消息、神宮文書事猶可奉行由

重被仰下、申承之由了、明日十三日々次宜、可下給之由申了、

藏人大進下宣旨五枚、其内伊勢性異、(中原)下師直令勘例、

十三日、深更出納相具神宮文書三合、來、仰肥前權守成広奉置車宿

廊、侍等取置之、予着衣冠致沙汰、此事先例不見、今案也件屋今朝令洗敷薦、

其上立棚奉置文書、件屋引四目、凡神宮文書奉行事、愚昧末士尤有

其恐、隨兩社行幸奉行間、仰僧官賞・御誦經日時僧名定、如此事兼

行条、有其憚欵之由雖申上、猶可奉行由度々被仰下、仍請取了、神

慮難側、人口有憚者也、

夢事十五日、或女房談云、去八月北対縁下ニ大蛇飲水居住云々、此事即

不令語、神宮文書下給、如此事の見けるを令談、件夢不審、久安伊勢

遷宮上卿故内大臣殿令奉行給、御記引見之處、京極大納言(藤原)宗輔卿、本

選宮上卿、

談云、去比夢、自我家蛇出来、其殿ノ内へ入了、此夢不審之處、今

承遷宮事給、可然事也云々、予案此事、蛇入來夢、已有前規、恐悅限過了後、如元立札可入齋所、

相共、凡愚昧末士承神宮文書事、神慮有恐、殊怖畏之処、此夢若叶二月廿八日、參春日社、

神慮欬、見此御記、心神如旧、落淚難禁、向後有憑、弥可致信心也、三月廿九日、沐浴洗髮入齋所、是來月齋月也、

廿日、入齋所、家中別屋、寝殿北对渡殿也、翌日午時沐浴、解除了帰本所、每月四月、

旬日如此、仍後日入齋所事每度不記、五月一日、戌、甲浴祓如常、又春日旬祓・拝等如常、

(12) 卅日、入夜沐浴入齋所、明日旬日故也、十九日、最勝講初日也、予依為神宮上卿不參、上古或着座許無懼云々、

十月、一日十日旬事不見、略不記欬、廿九日、入齋所如常、來月齋月也、

廿一日、丙、晴、今日旬日也、沐浴解除如常、又行解除、春日旬拝了、七月十二日、辰時許中院尼上逝去之由聞之、日来長病、生年八十五、

十一月八日、遠忌也、依為神宮上卿、夜前渡他所、今日修仏事令聽予念出別家了、神宮文書御故也、即此旨觸藏人大進長兼了、入夜出

聞、又念珠、九日朝沐浴解除了帰家、如此事皆問神祇官人等也、(13終)納來、請取文書帰参了、

卅日、入齋所如常、凡旬齋月入齋所事委不記、如常齋月洗髮入齋所、

十二月一日、如例沐浴解除、自昨日入齋所、又春日旬拝如常、

建久八年正月八日、依神事不參御齋会・修正等、

十二日、觸犬死穢事觸犬死穢人入來、已乙穢也、法令之心、犬死穢無乙穢欬、可尋、暫撤神事札、

過穢限後、如元立札沐浴解除、

同卅日、入齋所、是祈年祭神事也、

二月一日、沐浴・祓等如常、

神事間犬死穢二日、不慮之外殿下犬死穢引來、齋月之間、件間子細以使者相尋神

祇大副為定、(大中臣)出齋所住本居所、但心中猶如神事、神事札暫撤之、穢